

備えの種をまこう。🌱

# 麦共済

## 麦災害収入共済方式解説編

麦災害収入共済方式とは

- 補償の単位は耕地ごとではなく、加入者ごとに類区分ごとになります。
- 引受は、品種ごと規格等級別収穫量を出荷先客観資料に基づき、平均収量及び規格等級別発生割合を算定します
- 損害評価は、原則として出荷先の品質検査結果により規格等級別収穫量を把握します。

『自然災害等に備えて、農業保険に加入しましょう！』

近年多発する自然災害に対して備えをしておくことが重要になっています。

こうした中で農業保険は、自然災害等により作物等に損害が生じた場合に、共済金が支払われる公的な保険制度です。



○ 県南支所 0120-059-431 0224-63-2012 ○ 中央支所 0120-832-141 0229-87-8271  
○ 県北支所 0120-818-413 0220-22-8411 ○ 本 所 0800-170-6701 0229-87-8285

# 麦災害収入共済方式の加入要件と補償内容について

だれでも加入できるの？

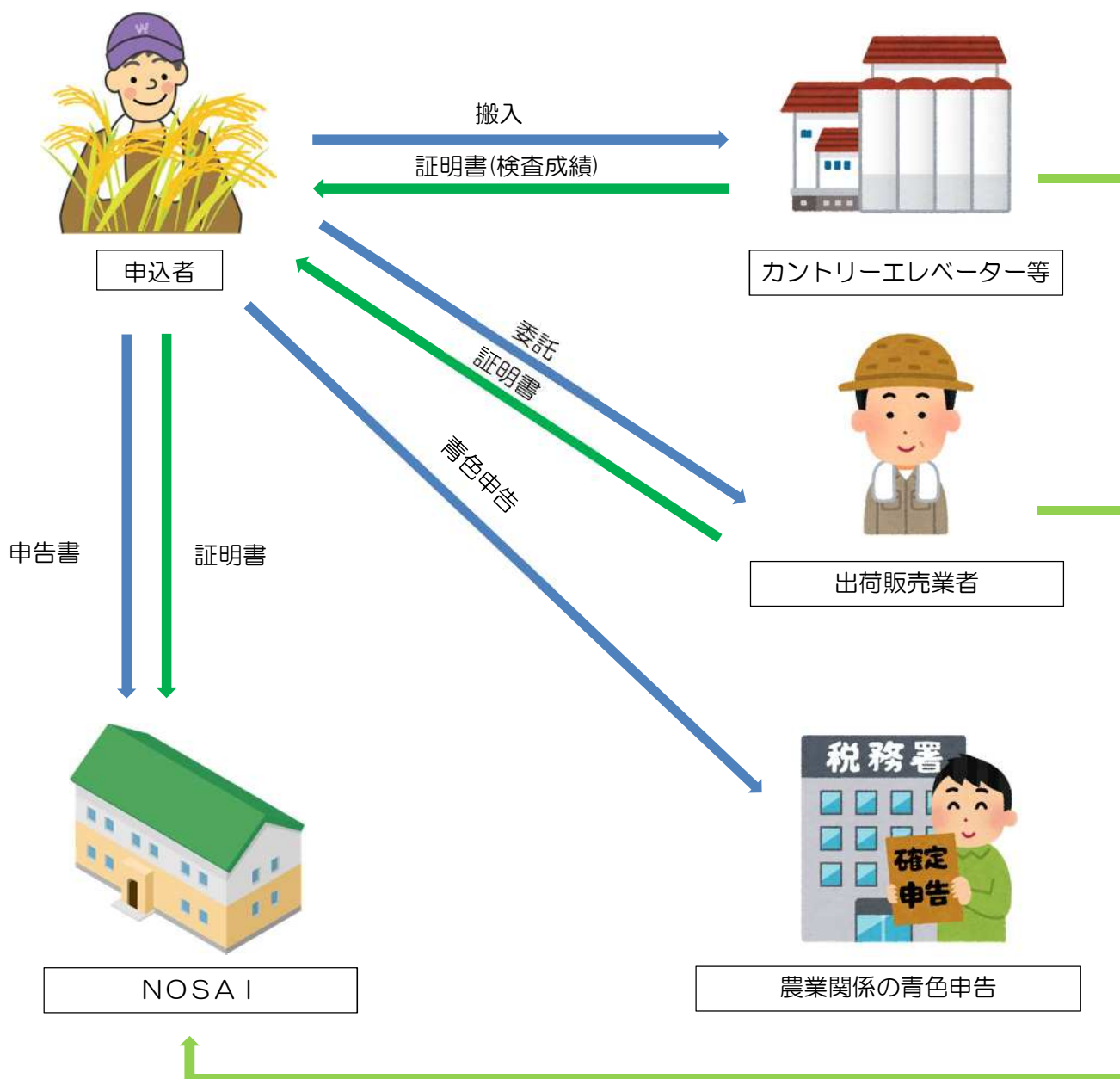
## 1 麦災害収入共済方式に加入いただくには条件（要件）があります

申込者ごと類区分※1 ごとに、銘柄ごとの規格等級別収穫量の概ね※2 全量を JA 等へ出荷し、JA 等出荷先から提供される資料又は税の申告書及びその関係書類で銘柄別規格等級別収穫量を把握できる方が加入いただけます。

なお、青色申告書及びその関係書類で収穫量を把握する場合には、農産物受払簿や組合指定の品目別内訳書等の書類が必要となります。

※1 類区分は、秋まき小麦、秋まき大麦、秋まき二条大麦、秋まき裸麦

※2 全量でない場合の概ねとは、自家消費及び贈答用を除いた数量となります。



どのような時に補償されるの？

## 2 補償期間及び補償の対象となる災害について

### 1 補償期間

本田移植期（直播にあっては発芽期）から収穫期まで  
 ※この場合の収穫とは、適期に刈り取り圃場から搬出することです。

### 2 補償の対象となる災害及び減収

風水害、干害、ひょう害、冷害、地震、落雷、噴火、地すべり、その他の気象上の原因による災害、火災、病虫害、鳥獣害による収穫量の減少

全相殺方式との違いは？

## 3 災害収入共済方式の補償の特徴について

### ○ 全相殺方式との比較

	麦災害収入共済方式	全相殺方式
補償割合	9割・8割・7割から選択	9割・8割・7割から選択
基準収穫量(基準生産金額)の設定	加入者ごとの規格別の収穫量をもとに設定	加入者ごとの収穫量をもとに設定
特約の有無	一筆半損特約（下記参照）	一筆半損特約（下記参照）
加入に必要な書類	規格別の収穫量を把握できる書類	収穫量を把握できる書類
評価方法	加入者ごとの銘柄別規格等級別の収穫量を出荷伝票又は青色申告書類による出荷数量調査	加入者ごとの乾燥調製施設計量結果等の証明書及び税の申告書等関係書類による収穫量調査
共済金の支払基準	加入者ごとと類区分ごとに品質を加味した当年生産金額が共済限度額※1を下回った場合	加入者ごとに収穫量が引受収量※2を下回った場合

※1 共済限度額＝基準生産金額×補償割合 ※2 引受収量＝基準収穫量×補償割合

### ○ 麦災害収入共済方式における基準単収設定について

各証明書及び申告書等で把握した10a当たり収穫量を直近5か年のうち最大と最小の数値を除いた3か年の平均により算出します。

(例)

年産	令和元年産	令和2年産	令和3年産	令和4年産	令和5年産	平均収穫量	平均発生割合(%)
作付面積	120 a	150 a	150 a	180 a	150 a		
収穫量	4,680 kg	6,000 kg	6,150 kg	9,180 kg	5,400 kg		
規格等級 1等(A)	4,210 kg (351 kg)	0 kg (0 kg)	4,920 kg (328 kg)	9,180 kg (510 kg)	5,400 kg (360 kg)		(346 kg) 89.6%
規格等級 2等(A)	470 kg (39 kg)	6,000 kg (400 kg)	1,230 kg (82 kg)	0 kg (0 kg)	0 kg (0 kg)		(40 kg) 10.4%
10a 当たり収穫量	390 kg	400 kg	410 kg	510 kg	360 kg	400 kg	(386 kg) 100.0%

平均単収＝(390 kg＋400 kg＋410 kg) ÷ 3 ＝ 400 kg/10a

平均規格別発生割合＝規格等級ごとの平均単収の5中3÷規格等級ごとの平均単収の5中3の合計

証明書が得られない年産の10a 当たり収穫量については、市町村の統計単収等により補完し算出します。

耕地ごとの補償はされないの？

## 4 一筆半損特約を別途申込みにより付加できます

農家単位方式のため一部の耕地が被害に遭っても共済金の支払対象とならない場合があります。一筆半損特約を併せてお申込みいただきますと、耕地単位での損害評価が可能になります。耕地ごとに5割以上の減収量が見込まれる場合に共済金の支払対象となります。

なお、被害申告の際は、半損以上の被害が見込まれる耕地の有無についても申告いただきます。

## 5 共済掛金について

全相殺方式との掛金の差はどれくらいなの？

$$\begin{aligned} \text{組合員負担共済掛金等} &= \text{共済金額} \times \text{危険段階区分別共済掛金率} \times \text{国負担割合} + \text{賦課金} \\ \text{共済限度額} &= \text{基準生産金額} \times \text{補償割合} \quad \text{共済金額} = \text{共済限度額} \times \text{付保割合} \end{aligned}$$

※最低 40%から選択した補償割合の範囲で選択

### 危険段階区分別組合員負担共済掛金等早見表

- 類区分（用途）：1 類（秋播き小麦）
- 平均単収：400kg
- 作付面積：10a
- 共済金額：5 万円
- 賦課金：30 円/a

(円)

引受方式	補償割合	一筆半損 特約の有無	危険段階区分								
			-20	-15	-10	-5	0	5	10	15	20
災害収入共 済方式	9割補償	無	931	1,146	1,358	1,572	1,786	1,999	2,210	2,423	2,639
		有	935	1,151	1,365	1,580	1,795	2,010	2,223	2,437	2,654
全相殺方式	9割補償	無	969	1,192	1,418	1,646	1,873	2,099	2,323	2,553	2,776

※上記共済掛金等には、事務費賦課金（10アール当たり 300 円）が含まれています。

## 6 損害評価と支払共済金について

実際の支払いはどうなるの？

### 1 損害評価

加入者ごと類区分ごとに、当該年産の品種別規格等級別収穫量を把握します。組合では、被害申告を受けた耕地の現地調査を行い、共済事故発生の有無を確認します。実測等による収穫量調査は乾燥調製施設に搬入しない耕地のみ行います。

### 2 支払共済金

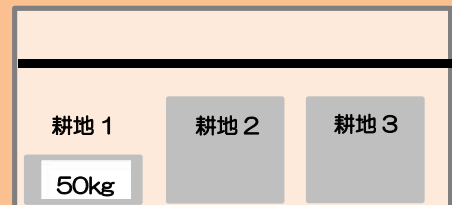
加入者ごと類区分ごとに、引受収量を下回る場合に共済金をお支払いします。

また、一筆半損特約加入者は、一筆半損特約により計算した共済金と通常の計算方法により計算した共済金とを比較し、いずれか大きい方を共済金として支払います。

#### 災害収入共済方式 9 割補償の支払共済金計算例

●各耕地の収穫量イメージ（耕地 1 が 5 割を超える被害）

- 引受面積：30a（各耕地とも 10a）
- 平均単収：400 kg/10a
- 基準生産金額：60,000 円
- 10 アール当たり基準生産金額：20,000 円
- 共済限度額：54,000 円
- 補償割合：90%
- 共済金額：54,000 円
- 当年の生産金額：57,000 円



#### 災害収入共済方式の通常の計算方法

- ①生産金額の減少額【共済限度額－当年の生産金額】  
54,000 円－57,000 円＝-3,000 円⇒0 円
- ※共済限度額(円)＝基準生産金額(円)×補償割合(%)  
60,000 円×90%＝54,000 円
- ②支払共済金【生産金額の減少額×共済金額/共済限度額】  
0 円×54,000 円/54,000 円＝0 円（支払い対象外）

#### 一筆半損特約加入者の計算方法

- ①半損耕地生産金額【半損耕地の耕地別基準生産金額×1/2】  
20,000 円/10a×10a×1/2＝10,000 円
- ②半損耕地の生産金額の減少額【半損耕地の耕地別基準生産金額×半損耕地補償割合－半損耕地生産金額】  
20,000 円×70%－10,000 円＝4,000 円
- ③支払共済金【生産金額の減少額×共済金額/共済限度額】  
4,000 円×54,000 円/54,000 円＝4,000 円

- 災害収入共済方式加入者で一筆半損特約の加入がない場合は支払対象となりません。
- 一筆半損特約の加入者は、通常の計算方法（0 円）と特約の計算方法（4,000 円）の金額のいずれか大きい方となりますので、4,000 円の支払いとなります。
- ※ 一筆半損特約加入者は、災害収入共済方式の通常の計算方法で共済金の支払対象外（計算結果が 0 円）となった場合でも、特約の計算結果で支払共済金が発生すれば、その金額をお支払いします。
- ※ 災害収入共済方式などの農家単位の補償方式には、全損特約が付加されており（特約申出不要）、全損耕地があった場合には、特約での計算方法と通常の計算方法のいずれか大きい方の金額で共済金をお支払いします。